

## 中国本部部会運営要領

平成 27 年 3 月 28 日 中国本部役員会制定

### ( 目的 )

**第 1 条** 本要領は、「中国本部の運営における個別事項に関する手引き」第 6 条第 3 項に基づき設置される中国本部部会（以下、「部会」という。）の運営についての詳細な事項について定める。

### ( 部会の名称 )

**第 2 条** 部会の名称は、原則として当該技術部門を冠した部会名を基本とし、別に通称名を付けることができる。

### ( 部会の役割 )

**第 3 条** 部会は、次のことを行う。

- 1) 所属部会員の当該技術部門に関する技術の啓発を図る。
- 2) 中国本部事業委員会と連携し、当本部が主催する各種事業活動に協力する。
- 3) 対応する統括本部部会及び関連学協会 of 当本部における窓口となる。
- 4) その他部会で定める事項とする。

### ( 部会役員の職務 )

**第 4 条** 部会長は、部会を代表し、部会の会務を統括する。

- 2 部会長は、副部会長を若干名選任する。なお、複数の技術部門からなる合同部会の場合、自らが属する部門を除いて、各技術部門を代表する者を副部会長として含める。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在の場合は、その職務を代行する。
- 4 部会幹事は、部会幹事会を構成し、部会務の執行にあたる。

### ( 統括本部部会との連絡担当 )

**第 5 条** 部会長は、対応する統括本部部会との連絡窓口となる連絡担当を部会幹事の中から選任する。

### ( 部会例会 )

**第 6 条** 部会長は、部会例会の議長となる。

- 2 部会例会は、部会長が召集する。
- 3 部会例会は、部会員に対して、部会幹事会での審議事項を報告し、部会のあり方等について意見交換する場であり、少なくとも年 1 回は開催するものとする。

### ( 部会幹事会 )

**第 7 条** 部会長は、部会幹事会の議長となる。

- 2 部会幹事会は、部会長が召集する。
- 3 部会幹事会は、部会員に代わって、部会の事業計画、事業報告、事業委員会からの協力依頼事項等について審議する。

( 部会幹事の委嘱 )

第 8 条 部会幹事は、部会長が人選し、役員会の承認を得て、本部長より委嘱される。

- 2 部会幹事の追加委嘱は適宜可能であり、新たに委嘱された部会幹事の任期満了日は、他の部会幹事と同様の日とする。

( 委員の選出 )

第 9 条 部会長は、地域委員会より委員選出の要請があった場合、部会幹事の中から選任する。

( 会費 )

第 10 条 部会の会費として、入会金及び年会費の徴収は行わない。ただし、講習会、研修会等を行う場合、その都度必要に応じて参加費を徴収出来ることとする。

( 広報 )

第 11 条 部会が各種行事を開催した場合、開催結果について中国本部の会報又はホームページにて会員に広報する。

( 本要領の改廃 )

第 12 条 本要領を改廃する場合は、企画総務委員会が役員会に付議し、役員会の決議によるものとし、その結果は総務委員会に報告する。

附則 (平成 27 年 3 月 28 日)

この要領は、平成 27 年 3 月 28 日から施行する。

## 参考 「地域組織の設置運営に関する規則」第24条（技術部門別組織）

（技術部門別組織）

- 第24条 地域本部は、役員会の決議により、当該地域に属する正会員及び準会員の専門技術面からの相互研鑽のための活動組織として、技術士試験の技術部門に対応した地域部会を置くことができる。地域部会を置いた場合、地域本部長は、総務委員会を經由し関係する統括本部部会にその体制等を速やかに報告しなければならない。地域部会の名称は、統括本部部会との混同を避けるため、地域本部名を略さず称さねばならない。
- 2 地域本部の正会員及び準会員は、それぞれの技術部門に対応した地域部会に属するものとし、地域部会の対応する技術部門は複数の技術部門を合同することができる。
  - 3 地域部会を設置する地域本部は、当該地域本部に属する全ての正会員及び準会員がいずれかの地域部会に属するよう地域部会の設置に努めるものとする。
  - 4 地域部会は、当該地域本部の運営及び対応する統括本部部会の全国的な活動に積極的に協力する。
  - 5 地域部会を代表する地域部会長 1名は、地域本部長が地域部会に属する正会員の中から、役員会の承認を得て選任する。地域部会長の任期は地域役員と同様とし、その再任は通算3期以内とする。
  - 6 地域部会は、その運営のため地域部会に属する正会員又は準会員の中から部会幹事若干名を置き、その任期は、地域役員と同様とする。
  - 7 地域部会長は、副部会長若干名及び統括本部部会との連絡担当幹事を選任する。
  - 8 地域部会が企画する講演会及び見学会の開催には、当該地域本部から講演会及び見学会開催補助費の助成を受けることができる。